

介護労働者の人材確保と待遇改善に関する要望意見書

仕事に生きがい、働きがいを感じて介護の仕事に就いたのに、多くの介護労働者が短期間で離職する状況が数多く見られます。介護事業所や施設が介護職員を募集しても応募者がいない、介護職員を養成する学校が定員割になる、介護資格を取得しても介護の仕事に就かない人が増えています。これらの事態は、介護職場の過酷な労働に対し、賃金や待遇などの条件があまりにも劣悪となっていることから起こっています。

介護労働者の賃金は、産業界の中でも最下位の水準にあり、離職率は平成19年度で21.6%にも達しています。しかもその内の40%以上は、1年未満で離職しています。介護福祉士のアンケートでも定着しない理由の1番に「給料が安すぎる」と回答した場合が80%以上となっており、仕事がきついと回答した割合(60%弱)よりも多い結果となっています。

介護事業所・施設にとっても運営は極めて厳しく、このままでは続けて行けないと考えている事業所・施設の数も増加の一途を辿っています。2度にわたる介護報酬の引き下げに伴い、事業所・施設も介護労働者の人件費にしわ寄せせざるを得ないのが実情となっています。

利用者・高齢者にとっても、介護労働者の待遇が改善し、安心して働き続けてくれることが必要です。労働者の削減や長時間労働で慢性疲労状態の介護労働者の下では、安全で快適なサービスを受けられなくなります。対人サービスである介護は介護労働者の待遇改善が不可欠と言っても過言ではありません。さらに、利用者・高齢者は、介護保険制度の改定の中で介護サービスが制限される傾向が強まっており、保険料や利用料の負担も大きくなっています。今まで受けられていたサービスが受けられなくなる人が増加する一方で、認定を受けながら負担を控えるため、介護サービスを利用しない人が40%いるとも言われています。

よって、政府においては、介護労働者の人材確保と待遇改善のため、次の事項について実現が図られるよう強く要望します。

記

- 1 介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律に基づき、平成21年4月までに介護従事者の確保を図ると共に、賃金をはじめとした処遇の改善のための施策を早急に具体化し、実施すること。
- 2 国の責任において、介護従事者の人材確保や賃金水準の改善を行うと共に、介護保険料、介護サービス利用料の引き上げにつながらないよう必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月10日

大空町議会議長 後藤 幸太郎